

潮 流

金融危機と協同組合銀行

常務取締役 鈴木 利徳

今回のサブプライム・ローン問題に端を発した世界的な金融危機は金融のあり方を根本的に検討する又とない機会である。リスク分散については、我々は証券化によって多種・多地域の原債権を組み合わせることによってリスクの分散あるいは平準化が図られるものと考えていたし、リスクヘッジについては、保証会社に保証料を支払うことによって個々の金融取引のリスクはヘッジされるものと信じていた。また、格付機関の格付については、過去の経験から有事のときは格付の引下げが事態悪化のスピードに追いつかず大きく遅延する欠点があることは知っていたものの、格付の有用性を信じて投資の基準としていた。

しかし、証券化商品がより複雑になり、グローバル化がより深化した今日の金融市場は、リスクの所在を見えにくくしている。複雑な証券化商品について格付機関はリスクの所在を認識できず、保証会社の保証を拠る所に評価判断を下していた。また、グローバル金融市場のプレーヤーが巨大化し、その巨大さが持つ見せかけの信用力を梃子に彼らは近視眼的な利益指向に走っていた。そして、巨大プレーヤーの破綻は負のリスク連鎖によって世界中の投資家を巻き込み、混乱におとしいれた。

また、過剰流動性を背景に資産バブル、金融バブルが生じたが、そのバブルがはじけたときに現出したのは金融機関の流動性の枯渇であった。このように世界中の多くの金融機関が流動性不足に陥ったのは第二次大戦後初めての経験である。この場合も流動性リスクの負の連鎖が国境を越えて世界中の金融市場に広がった。今後、金融機関はあらためて適正な流動性の確保という問題を考えることになろう。

金融機関の流動性を担保するために、欧米各国の政府、中央銀行は市場に資金を大量供給するとともに、銀行間の資金取引を保証する措置をとった。

このような各国政府による銀行間資金取引の緊急対策が次々に発表されるなかで、唯一民間金融機関が発表した対応策が 10 月に新聞紙上で報じられた。それは、欧州 8 カ国の協同組合銀行が発表した「短期資金の相互融通協定」である。欧州の他の金融機関が相互に資金を融通するのを拒否している状況のなかで、協同組合銀行は相互に、期間 3 ヶ月までの短期資金を 150 億ユーロ（約 2 兆円）まで資金供給することを保証し合うことにしたのである。

これは、協同組合銀行が金融危機に適応可能であることを示す印象的、象徴的な行動である。しかも、協同組合銀行は政府の銀行間資金供給の枠組みを利用していない。それは、協同組合銀行が組合員・会員からの預金に支えられたハイレベルの流動性を維持しているからである。

協同組合銀行の特徴のひとつはそのメンバーシップ制にある。メンバーシップ制であるがゆえの顧客との強いリレーションシップがあり、それが安定した資金調達を支えている。メンバーシップ制に支えられた“金融危機に対する柔軟性”を我々は同じ協同組織金融機関としてあらためて高く評価すべきであろう。我々は、今回の金融危機の経験を、協同組合の意義を再確認し、協同組織金融機関の本源的な特性を再評価する契機としたい。